

大阪・関西万博を契機とした大学等を中核とする産学官連携の加速化事業 Q&A

| No | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|-------------------|---|---|
| 1 | 3.補助対象 (1)対象事業 | プレイベントの概要を教えてください。 | プレイベントの概要は以下のとおりです。 開催期間:令和6年度第4四半期の土日を含む3~4日程度で調整中 1日当たりの会場時間:調整中 会場:東京都内/屋内展示スペース(面積概ね本番イベント会場の半分程度(約1,000㎡)、高さ:3m弱、車両搬入口あり、搬入エレベーター横幅約1.5m×奥行約1.7m×高さ約2.0m、耐荷重約1.6t) 備考:来場者想定層への広報を委託事業により実施予定。 |
| 2 | 3.補助対象 (1)対象事業 | 本補助事業の対象について教えてください。 | 本事業の対象は、大学等(国公私立大学、国公立研究機関等の公的研究機関等、公益法人等の公的性格を有する機関)による、文部科学省または国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)の産学官連携事業を行う拠点における、研究成果を基にした体験型コンテンツの制作及び出展です。 今回の補助金で制作する体験展示又は体験型コンテンツは万博での本番イベントで核となる展示となります。 |
| 3 | 3.補助対象 (1)対象事業 | 本番イベント会場はどの位の大きさですか。 | EXPOメッセ(面積:2,000㎡)については、日本国際博覧会協会の催事施設概要をご覧ください。 https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp_2022/assets/pdf/sponsorship/event/event_facility_summary_230911.pdf |
| 4 | 3.補助対象 (1)対象事業 | 「産学官連携事業の採択実績」について、事業例として示されている事業以外も対象となりますか。 | 記載の事業例はあくまで一例であり、公募要領に合致するものであれば、採択実績としていただいて構いません。採択実績が多数ある場合は、企画案と関連のある事業を優先して記載するようにしてください。 |
| 5 | 3.補助対象 (1)対象事業 | 現在、産学官連携事業の採択を受けていませんが、過去の採択実績は認められますか。 | 文部科学省または国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)の過去の産学官連携事業の採択実績を実績としていただくことは可能です。 |
| 6 | 3.補助対象 (2)対象経費 | 「事業実施費」について、外部への制作外注はどの程度認められますか。 | 来場者に訴求し得るコンテンツを制作するために、必要に応じて制作外注を行うことが可能です。 ただし、プレイベント(令和6年第4四半期)及び本番イベント(令和7年8月)への出展については、採択を受けた大学等が主体となって実施してください。 |
| 7 | 3.補助対象 (2)対象経費 | 「事業実施費」として認められる旅費はどのようなものが対象として想定されますか。 | 主な用途は、申請大学等の職員等のプレイベント会場への往復に要する旅費等を想定しています。なお、本番イベント(令和7年8月)に係る旅費に関しては、本補助事業の実施期間外であり、対象となりませんのでご注意ください。 また、連携大学等において展示の一部制作を担当する場合、当該連携大学等の職員がプレイベントに参加する必要がある場合には、当該連携大学等の事業実施費の中に、職員等のプレイベント会場への往復に要する旅費等を計上することは可能です。 |
| 8 | 3.補助対象 (2)対象経費 | 「人件費」について、どのようなものが想定されますか。 | 体験型コンテンツの制作やプレイベントでの展示(設営・撤去や当日の展示説明)、その他一般管理等に要する支援スタッフ(事務補佐員)等の人件費を想定しています。 なお、公募要領記載のとおり、本補助事業は体験型コンテンツの展示制作及び出展を目的としていることから、人件費は必要最小限としてください。 補助対象経費に対して人件費が相対的に多い場合は、その妥当性を審査で確認します。 |
| 9 | 3.補助対象 (2)対象経費 | 「事業実施費」「設備備品費」「人件費」について、各費目間の割合に定めはありますか。 | 定めはありませんが、補助対象経費に対して設備備品費、人件費が相対的に多い場合は、その妥当性を審査で確認します。 また、補助事業者は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、補助対象経費の費目の額を、交付決定額の総額の30%を超えて増減する場合には、事前に文部科学大臣の承認を受けなければならないとされていますので、当初の経費の配分にはご注意ください。 |
| 10 | 4.申請 | 申請は個人での申請も可能ですか。 | 本補助金は、大学等(国公私立大学、国公立研究機関等の公的研究機関等、公益法人等の公的性格を有する機関)による組織としての申請となります。連携大学等についても同様です。 |

大阪・関西万博を契機とした大学等を中核とする産学官連携の加速化事業 Q&A

| No | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|------|--|---|
| 11 | 4.申請 | 「体験型コンテンツ」は、どのようなものが想定されますか。 | <p>「体験型コンテンツ」は、単に陳列された展示物を見るものではなく、来場者が直接体感し、身近に感じ、フィードバックすることで、より深い理解を得ることができるものを想定しています。例えば、視覚、聴覚、触覚、味覚、嗅覚の五感など、様々な感覚を刺激し、来場者に記憶に残る体験を提供したいと考えています。</p> <p>展示手法としては、例えば以下の切り口が考えられますが、これに留まらず、創意工夫を凝らした魅力ある提案を歓迎します。</p> <p>①発見する(来場者が自分で行動しないと気がつかない、視点を拡張する) ②探す(来場者が自分で展示物を探し、探求する姿勢を体験する) ③観察する(自分の働きが連動し、変化に気づききっかけを経験する) ④集める(広げた情報を集め、必要なものを見極めていく) ⑤調べる(知りたいことや欲しい情報を自分で手にしていく)</p> <p>また、公募要領に記載のある通り、①来場者が“未来のありたい社会”を想像し、未来を担う国内外の若者たちが共に社会課題を自分事として捉える機会を提供する観点から、どのような気付きや驚き、感動等を与えるかという点、また②来場者に産学官連携や研究成果の社会実装がどのようなものか知ってもらう観点や中高生などの若者への科学コミュニケーションの観点からも展示コンテンツとして分かりやすい内容になっているかという点も踏まえた体験コンテンツの提案をお待ちしております。</p> |
| 12 | 4.申請 | 体験型コンテンツの寸法、重量等に制約はありますか。 | <p>一例として1コンテンツあたり約30㎡(5m強×5m強)程度の規模感を想定していますが、これ以外に会場内の複数の場所や会場全体を使用する提案も受け付けます。</p> <p>ご不明な場合には「7.(1)問い合わせ先」へお問い合わせください。</p> |
| 13 | 4.申請 | すでに万博で展示予定(オンライン含む)のコンテンツを提案に含むことはできますか。 | <p>本提案にあたっては、万博本番に他のパビリオン等において既に企業協賛等を得て出展を行うことが予定されているものは提案に含めないでください。</p> |
| 14 | 4.申請 | 「申請に関する留意事項」に記載のある「ワーキンググループ」にはどの程度参加を求められますか。 | <p>「展示クオリティ向上ワーキンググループ」といった形で、令和6年6月頃から月2回程度開催予定です。本補助事業で採択された大学等におかれては、事業リーダーを中心に各回参加をお願いする予定です。</p> |
| 15 | 4.申請 | 「事業リーダー」の選定において、採択実績のある産学官連携事業における責任者(プロジェクトリーダー(PL)等)と同一の者とする必要はありますか。 | <p>必ずしも産学官連携事業における責任者を本補助事業における事業リーダーとする必要はありません。本補助事業の事業リーダーは、体験型コンテンツの制作及びイベントへの出展を着実にを行うマネジメント力を有する適切な者を選択してください。</p> |
| 16 | 4.申請 | 「事業リーダー」として選定した者について、補助事業の実施期間中に変更することは可能ですか。 | <p>本番イベントへの出展を着実にを行う観点から、原則、同一の者に本番イベントまで取り組んでいただくことを想定していますが、やむを得ず変更が生じる場合は、確実に引継ぎを行う体制を確保するなど、十分な対応をお願いします。</p> |
| 17 | 4.申請 | 多くの連携大学等を含む提案は可能ですか。 | <p>申請大学等は、本補助事業を効果的に実施するために連携大学等との共同による体験型コンテンツの制作を行うことは可能です。(公募への申請は申請大学等がとりまとめて行うこととし、連携大学等が同内容を重複して申請することはできません)。企画内容に応じて複数大学等との連携は可能ですが、提案に含める連携大学等は真に必要なものに限り、なお、基本的には申請大学で一括して必要な制作費が計上されることを想定していますが、連携大学等において展示の構成要素の一部を分担して作成する必要がある提案も考えられるため、連携大学等でも事業実施費として制作費を計上することを可能としているところです。様式6の支出予定内訳の記載例等もご参照ください。</p> |
| 18 | 4.申請 | 連携大学等を設定する場合に、同じ分野間である必要はありますか。(例えば、申請大学等はヘルスケア分野、連携大学等は資源循環分野といった組み合わせは認められますか) | <p>同一の分野間に限定する必要はありません。異分野融合等による創意工夫ある企画案があれば、積極的にご提案ください。但し、提案に含める連携大学等は真に必要なものに限り、なお、基本的には申請大学で一括して必要な制作費が計上されることを想定していますが、連携大学等において展示の構成要素の一部を分担して作成する必要がある提案も考えられるため、連携大学等でも事業実施費として制作費を計上することを可能としているところです。様式6の支出予定内訳の記載例等もご参照ください。</p> |
| 19 | 4.申請 | 連携大学等を設定する場合に、合意書等の作成は必要ですか。 | <p>合意書等の作成といった条件は設けませんが、本番イベントまでの出展を着実にを行うことができる体制としてください。</p> |

大阪・関西万博を契機とした大学等を中核とする産学官連携の加速化事業 Q&A

| No | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|------------------|---|---|
| 20 | 4.申請 | 本学が申請大学等として申請する場合に、別の申請における連携大学等になることは可能ですか。また、複数の申請において連携大学等となることは可能ですか。 | 可能です。 ただし、提案に含める連携大学等は真に必要なものに限りませす。なお、基本的には申請大学で一括して必要な制作費が計上されることを想定していますが、連携大学等において展示の構成要素の一部を分担して作成する必要がある提案も考えられるため、連携大学等でも事業実施費として制作費を計上することを可能としているところです。 |
| 21 | 4.申請 | 連携大学等も申請大学等同様に、国公立大学、国公立研究機関等の公的研究機関等、公益法人等の公的性格を有する機関のみですか。また、対象者であれば、機関の種別が混在することは問題ありませんか。 | 連携大学等も、国公立大学、国公立研究機関等の公的研究機関等、公益法人等の公的性格を有する機関のみとなります。また、機関の種別が混在することは問題ありません。 |
| 22 | 4.申請 | 連携先に海外の大学等も含めることは可能ですか。 | 体験型コンテンツの制作にあたり、海外の大学等と連携すること自体は可能ですが、補助金の交付対象となる「連携大学等」は国内の大学等を想定しており、海外の大学等は含まれません。 |
| 23 | 5.審査 | 体験型コンテンツを基にした「トークセッション」の内容の提案を行わない場合、審査において減点要素になりますか。 | 提案内容に関しては、公募要領P5-P6「5.(1)審査の観点」を踏まえ審査が行われます。トークセッションに関する提案は任意であり、提案があった場合には、その他の審査の観点に加えて、評価の対象とします。トークセッションに関する提案がないことをもって減点とすることはありません。 |
| 24 | 5.審査 | 連携できる他の展示イベントを探し、提案できることは加点要素になりますか。 | 提案内容に関しては、公募要領P5-P6「5.(1)審査の観点」を踏まえ審査が行われます。提案に他のイベントとの連携が含まれる場合でも、この審査の観点に沿って判断されますので、加点要素にはなりません。 |
| 25 | 5.審査 | メタバース展示は、事業に付加価値を与えられるような提案として認められますか。 | 提案内容に関しては、公募要領P5-P6「5.(1)審査の観点」を踏まえ審査が行われます。メタバース展示のみの提案は認められません。 |
| 26 | 5.審査 | ヒアリングを実施する場合、求められる出席者や開催形式をご教示ください。 | 審査委員会において必要と判断された申請については、追加でヒアリング（面接審査会）を実施します。 対応に当たっては、申請内容について責任を持って説明できる者（主に事業リーダーを想定しています）のご出席をお願いします。開催形式はオンライン（Zoom）を想定しています。 |
| 27 | 6.補助額 | 申請額について、下限の定めはありますか。 | 定めはありませんが、コンテンツの十分な作り込みのために必要な経費を申請額としてください。 |
| 28 | 7.公募手続き及びスケジュール等 | 提案内容について、画像に加えて、動画等の提出は可能ですか。 | 可能です。MP4形式等、一般的なファイル形式としてください。ファイル形式や電子データの容量で疑義がある場合は、事前に公募要領「7.(1)問い合わせ先」へご連絡ください。 |
| 29 | その他 | 本補助事業について、今後も同様の公募を行う予定はありますか。 | 本事業は 令和5年度文部科学省関係補正予算による事業です。現状、同様の公募を行う予定はありません。 |
| 30 | その他 | 補助金の管理・執行はどのように行いますか。 | 本事業における補助事業者（補助金の交付を受けて事業を実施するもの）は「大学等」を想定しており、補助金の使用にあたっては、公募要領や「地域産学官連携科学技術振興事業費補助金交付要綱」、「地域産学官連携科学技術振興事業費補助金取扱要領」等の定めのほか、各補助事業者が定める規定に基づき、適切な管理・執行をお願いします。 |
| 31 | その他 | 間接経費の配分はありますか。 | 本補助事業は研究開発経費ではないため、間接経費の配分はありません。 |
| 32 | その他 | 本補助事業により制作した展示の所有権はどのように取り扱いますか。 | 採択された大学等に帰属します。なお、「地域産学官連携科学技術振興事業費補助金交付要綱」に基づき、財産処分の制限がかかることとなります。 |
| 33 | その他 | 連携大学等と制作した展示の所有権はどのように取り扱いますか。 | 申請大学等と連携大学等が協議の上、決定してください。 |

大阪・関西万博を契機とした大学等を中核とする産学官連携の加速化事業 Q&A

| No | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|-----|--|--|
| 34 | その他 | 本補助事業により制作した体験型コンテンツの保管はどのように行いますか。 | プレイベント(令和6年度第4四半期)での展示後、万博の本番イベントで活用すべく、採択された大学等の責任の下、適切に保管してください。 なお、本補助金の支援対象外とはなりますが、本補助事業終了後も更なる体験コンテンツの磨き上げを行ってください。また本補助事業は令和7年8月に開催する本番イベントへ出展することも前提とした上での公募となっていますので、よろしくお願ひします。 |
| 35 | その他 | 体験型コンテンツについて、外国語対応に関してはどのように求められますか。 | 少なくともコンテンツのキャプション(見出しや説明文等の文字情報)は、日本語・英語対応をお願いします。 |
| 36 | その他 | 制作した体験型コンテンツが破損した場合はどのように対応しますか。 | 採択された大学等の責任で対応し、プレイベント及び本番イベントへの出展を行ってください。 |
| 37 | その他 | 本番イベント(令和7年8月)での出展後も、制作した体験型コンテンツをアウトリーチ活動等に活用してよいですか。 | 問題ありません。採択された大学等の責任のもと、産学官連携事業の成果として積極的にご活用ください。 |